

A 登園停止が必要な感染症と登園停止の基準

※ 再登園には登園届が必要です。

分類	病名	登園停止期間のめやす	
第一種	急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア 等	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ※	発症して5日を経過し、かつ、解熱後3日間	
	新型コロナウイルス感染症※	発症日の翌日から5日を経過し、かつ、症状の軽快後1日間	
	百日咳※	特有の咳が消える、または5日間の抗菌薬による治療終了まで	
	麻疹※	発疹に伴う発熱が解熱したあと3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎※	腫れが引いたあと5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん※	発疹が消失するまで	
	水痘※	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱※ (アデノウイルス感染症)	発熱・咽頭痛・結膜炎などの主要症状が消退した後、2日を経過するまで	
	※ 但し、病状により医師が感染のおそれがないと認めたときはこの限りでない		
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス 等	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
	流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	眼症状が改善し、医師により感染のおそれがないと認められるまで	

B 条件によっては登園停止の措置が必要と考えられる感染症

※診察医が登園しても良いと判断したという証明のために、登園届を出すようにして下さい

分類	病名	再登園のめやす	留意事項
第三種	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療開始後24時間を経て、解熱し全身症状が良好となった時	一般的には、5～10日程度の抗菌薬の内服が推奨される
	ウイルス性肝炎	主要症状が消失し肝機能が正常化したとき	B型肝炎・C型肝炎の無症状性病原体保有者は登園停止は不要
	手足口病・ヘルパンギーナ	咽頭内でのウイルス増殖期間中飛沫感染するため、発熱や咽・口腔所見の強い急性期は感染源となる。 解熱し全身状態が安定していれば登園停止の意義は少ないので登園は可能	一般的な予防法の励行。 糞便中へのウイルス排泄が数週間あるので、特に排便後の手洗いを励行
その他	伝染性紅斑	発疹期には感染力はほとんど消失している ので、発疹のみで全身状態が良好なら登園は可能	妊婦への感染に注意 急性期の症状がいったん消失しても再発することがある
	マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が過ぎて、症状が改善して全身状態が良好なら登園は可能	
	流行性嘔吐下痢症	症状のある間が主なウイルスの排泄期間なので、下痢・嘔吐から回復し、全身状態が良好なら登園は可能	手洗いを励行
	サルモネラ感染症・カンピロバクター感染症	下痢が収まり、全身状態が良好なら登園は可能	手洗いを励行
	急性細気管支炎 (RSウイルス感染症)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好なら登園は可能	手洗いを励行
	EBウイルス感染症 サイトメガロウイルス感染症	解熱し全身状態が良好であれば登園は可能	
	単純ヘルペス感染症	口内炎や歯肉炎のみの場合、普通に食事がとれれば登園は可能	
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化すれば登園は可能	水痘に準ずる
	突発性発しん	解熱して全身状態が良好なら登園は可能	